

十九 一	八 利行 行 価	七 替 額 面	六 低 額 金	五 込 行	四 方 法	三 用 法 項 の 適	二 振 替 條 項 及 び	一 名 称 及 び	条件等を次 年とおり	平成省令第 二十三年六月 八月八日告示 第二百三十一号	○財務省告示第 二十三年号
率格日	位	金	額	法	適	回付利付國庫債券(二年)大臣野田佳彦	特回付利付國庫債券(二年)大臣野田佳彦	回付利付國庫債券(二年)大臣野田佳彦	に開設する法律(第三百四十六十号)	に開設する法律(第三百四十六十号)	に開設する法律(第三百四十六十号)
年額平す額の振 ○面成るの記替 ・金二。整載法 二額十 バ百三 一円年 セに六 ンつ月 トき八 百日 円五 銭	平成 利行 行 価	年額 記定 規定 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	五百 百二十 円七十五 十七万 五億円 円九	額い募 面に集 金よ取 額る扱 で發機 日本銀 千三百 三百七 八億八 十四万 五千百	振の以 替適下 機用「平 関を振 機は受 行関に による募 行とす 集の取 の取扱	律社債第 律債年別 一法會 株項律計 式等の振 替法」と いいう。 とし、の規 定。	九特回 年別債 一法會 株項律計 式等の振 替法」と いいう。 とし、の規 定。	利付利付 債券(二年) 債券(二年) 債券(二年)	回付利付 債券(二年) 債券(二年) 債券(二年)	回付利付 債券(二年) 債券(二年) 債券(二年)	回付利付 債券(二年) 債券(二年) 債券(二年)

—

の 経
払 過
込 利
み 子

(-)

各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出し期日における支拂額を第十八号に規定する。

額面金額の総額× $\frac{0.2}{100} \times \frac{24}{365}$

(二)

$$\text{額面金額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 十 十
八 七 六 五

払	払	元	償	償	後	第
込	場	利	還	還	の	二
期	所	金	金	期	利	期
日		支	額	限	子	以

毎年五月十五日及び十一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
額面金額百円につき百円